建設業法違反事例について

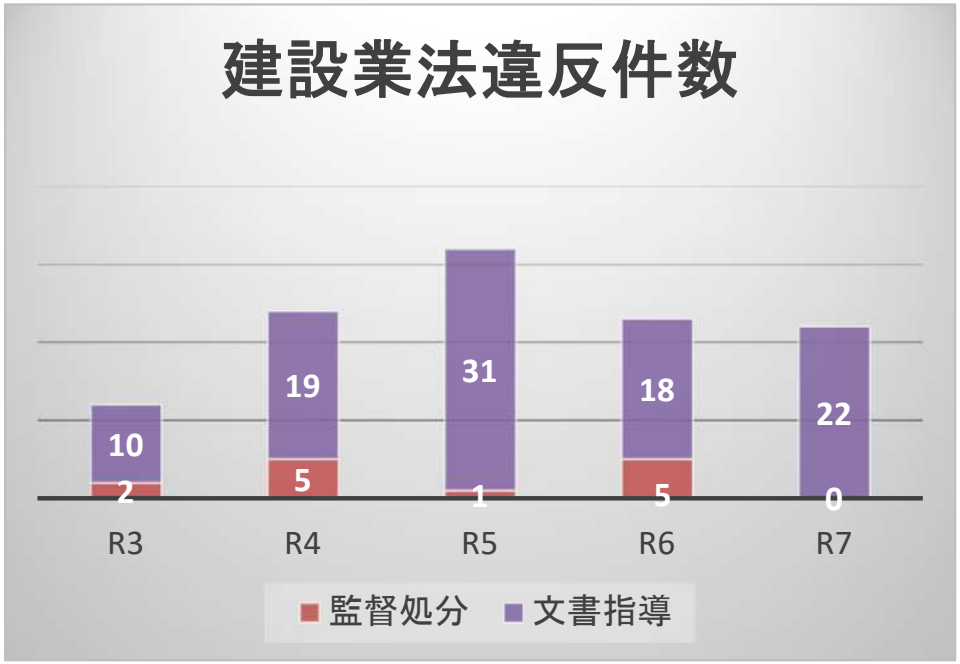
島根県土木部 土木総務課 建設産業対策室

令和8年11月　5日（木）：出雲合同庁舎7階　702・703会議室

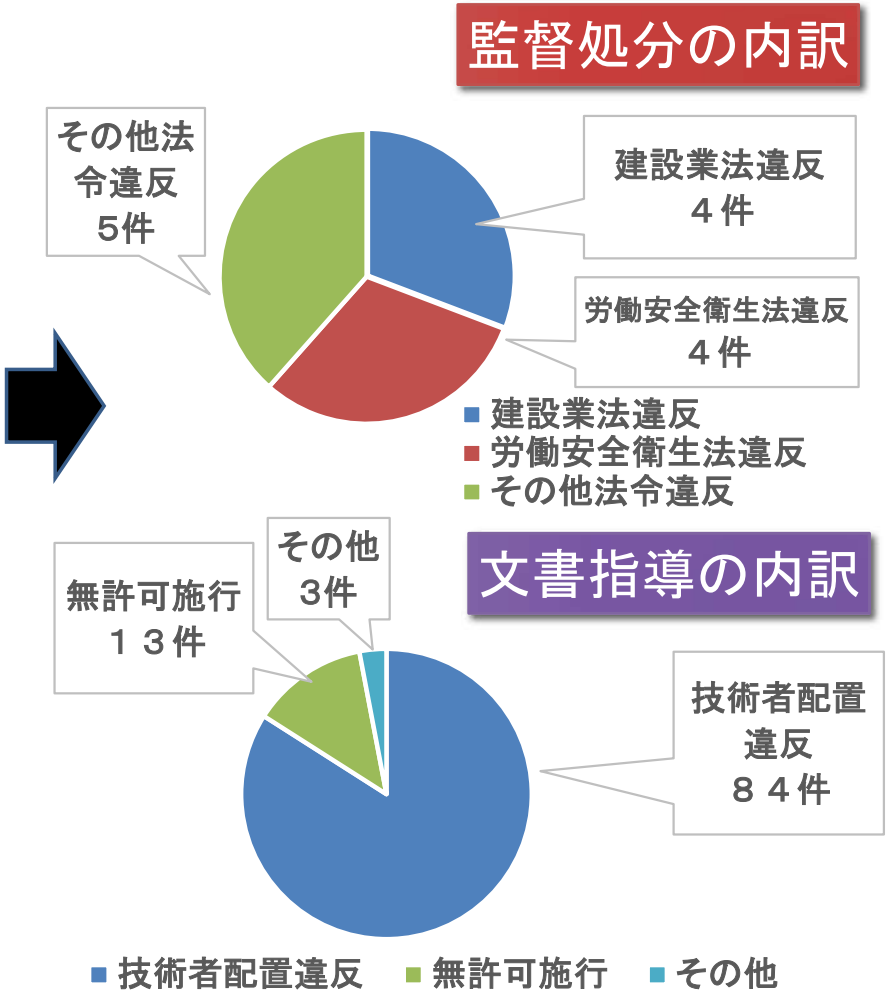
令和8年11月24日（火）：浜田合同庁舎2階　大会議室

建設業法違反件数について

島根県では、建設業法違反があった場合、文書指導や監督処分（指示処分、営業停止、許可取消）を行います。



R3～R7
監督処分件数（5年間合計）　13件
文書指導件数（5年間合計）　100件



建設業法違反事例

R3年度からR7年度末までにおける主な建設業法違反事例の件数は次のとおり

1. 営業所技術者を遠方工事に配置	45件
2. 要現場専任工事の主任技術者の重複	21件
3. 営業所技術者を要現場専任工事に配置	18件
4. 500万円以上の工事を無許可で施工	13件
5. 変更契約未締結	1件
6. 他営業所の営業所技術者を主任技術者として配置	1件
7. 無資格者を主任技術者として配置	1件

営業所の専任技術者が遠方の工事や**専任を要する工事の技術者として配置**されているケースが多い。

※営業所技術者の責務及び技術者の専任の必要性（建築一式工事：9000万円、その他工事：4500万円以上）について再確認いただきたい。

よくある違反事例

1．営業所の専任義務違反
・遠方（離島・県外）の工事の主任技術者として配置していた。
・現場に専任しなければならない建設工事の主任技術者として配置していた。
（建設業法第7条第2号及び第26条第3項に違反）

2．監理技術者等の専任義務違反
・工期の重複する、関連性のない民間工事と公共工事において、それぞれ専任を要する監理技術者と主任技術者を工事現場に配置していた。
（建設業法第28条第1項　該当）

3．無許可業者との下請契約の締結
・A市が発注した建設工事を受注し、当該工事の専門工事業の許可を受けないで建設業を営む者と500万円以上の下請契約を締結していた
（建設業法第28条第1項第6号　該当）

～お願い～

① 建設業法（関連通達等を含む）をよくご理解いただき、遵守をお願いします。（建設業法Q＆A　など参照）

② 労働災害ゼロを目指して、各種安全対策・確認等をお願いします。

法令を遵守することにより、県民の安全・安心、また地域の守り手として建設業界が発展することを願っております。

ごありがとうございました。